

公 告

鳥取市立病院E S C O事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年8月1日

鳥取市病院事業管理者 平 野 文 弘

1 事業の概要

- (1) 事業名 鳥取市立病院E S C O事業
- (2) 契約方式 シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）
- (3) 事業場所 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院
- (4) 事業内容

本プロポーザルにおける提案等に基づき設計・施工した省エネルギー化改修設備等を導入し、契約期間内において、導入した設備の運転管理、維持管理、光熱水費削減額の保証、また省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含める包括的サービスを提供する。

- (5) 契約期間等

優先交渉権者の提案による。ただし、最長15年間とする。

事業スケジュール（予定）は次のとおりとする。

優先交渉権者の選定	平成30年11月
詳細診断等にかかる協定書の締結	平成30年12月
E S C O契約の締結	平成31年9月
設計・工事・完成検査等期間	契約締結日～平成32年3月31日
E S C Oサービス開始	平成32年4月1日～（最長15年間）

2 応募条件

応募者の条件は次のとおりとする。なお、詳細は募集要項による。

- (1) 応募者

ア 応募者は、単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。

イ グループで応募する場合は、事業役割を担う者のうちから代表者を1者選定するものとする。

ウ 参加表明書提出時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にするものとする。

エ 提案書提出後において、事業運営を目的とした特定目的会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、鳥取市立病院（以下「当院」という。）と協議したうえで合意を得る必要があるものとする。

オ 既設設備の設計・施工及び省エネルギー診断等を実施した者であっても、本事業における応募者となることができるものとする。

- (2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループで応募の場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

(ア) 事業役割：対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。

(イ) 設計役割：設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとする。

(ウ) 建設役割：施工に関する業務を全て実施するものとする。

(エ) その他役割：上記（ア）～（ウ）以外の維持管理、金融等に関する業務を各々実施するものとする。

イ 事業役割を担う構成員とそれ以外の役割を担う構成員が異なる場合には、当院との契約前に適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に当院の承諾を得なければならないものとする。

ウ 事業役割を複数の構成員で担う場合は、構成員間の事業役割に関する合意書を当院に提出することとする。なお、その合意書には事業役割の構成員全員が、当院に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。

エ 優先交渉権者となった者は、下請業者又は協力事業者を選定する際、鳥取市内に主たる営業所（本社）を有する者を可能な限り活用するものとする。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

ア 応募者は、参加表明書及び提案書により、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。

ウ 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量および削減金額を計測・検証することができる者であること。

エ 事業役割を担う応募者は、病床数200床以上又は延床面積15,000㎡以上の病院の省エネルギー保証を伴うE S C O事業を実施した実績を有する者であること。なお、事業役割を担う応募者が複数である場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。

オ 事業役割を担う応募者は、経営等の状況が健全であること。

カ 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者又はこれらに類する資格者が所属し、有資格者が本事業の設計を担当すること。

ただし、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替に該当する場合、それに準ずること。

キ 建設役割を担う応募者は、鳥取市の建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続等について（平成28年鳥取市告示第426号）に基づく入札参加資格を有する者又は提案書の提出期限日までに有する見込みのある者であること。

ク 建設役割を担う応募者のうち最低1者は、鳥取市内に主たる営業所（本社）を有する者で、鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱（平成17年1月26日制定）に基づき、管工事のA級に格付されている者であること。

ケ 建設役割を担う応募者は、提案内容に該当する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であり、同法に基づく監理技術

者等を配置できること。

コ 次に掲げる者は、応募者となることはできないものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

(イ) 参加表明書の提出日から優先交渉権者の決定までの期間のいずれかの日において、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）、鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成9年12月1日制定）又は鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和60年6月1日施行）の規定による指名停止措置を受けている者。

(ウ) 参加表明書の提出日から優先交渉権者の決定までの期間のいずれかの日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者。

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。

(オ) 国税及び鳥取市税を滞納している者。

3 募集要項等の配布

募集要項等は、鳥取市立病院ホームページ（<http://hospital.tottori.tottori.jp/>）に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接配布するものとする。

(1) 場所

鳥取市市場一丁目1番地 鳥取市立病院3階事務局内

鳥取市立病院 総務課経営戦略室（電話：0857-37-1522）

(2) 期間

平成30年8月1日から同月27日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

4 その他

(1) 応募手続き等その他すべての詳細は、募集要項による。

(2) 契約保証金 要 契約金額の100分の10以上の金額

ただし、鳥取市契約規則第32条各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

(3) 契約書の作成 要

(4) 問い合わせ先 鳥取市立病院 総務課経営戦略室

電話：0857-37-1522

ファクシミリ：0857-37-1553